

議員発案第 3 号

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」を提出するものとする。

平成22年12月22日 提出

提出者 三条市議会議員 杉 井 旬

賛成者 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 久 住 久 俊

同 三条市議会議員 高 坂 登 志 郎

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

平成12年4月、一般廃棄物の約6割を占める容器包装のリサイクルを行うため、容器包装リサイクル法が完全施行された。

ところが、リサイクル率は上がっても、使い捨て型(ワンウェイ容器)の大量生産、大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結び付いていないのが現状である。その一方で、地方自治体はリサイクルコストの約7割を占める収集、分別、保管を義務付けられ、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫している。また、これらに要する費用が税金負担の構造では、生産者にもごみ減量に取り組む社会的使命を果たす積極的意欲が働かない。

したがって、容器選択権のある生産者の責任を明確にしない限り、このままでは大量廃棄に代わる大量リサイクルに際限なく税金を使い続けることになる。

しかも、この法律は発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)という3Rの優先順位を明確にしたとされる循環型社会形成推進基本法の本質からも矛盾しており、これらを推進する様々な経済的手法や規制的手法(例えば容器課徴金、デポジット制度、自動販売機規制など)を盛り込む視点で見直すことを強く要請する。

記

- 1 容器包装リサイクル法を改正し、収集、分別、保管の費用を製品の価格に含めること。
- 2 発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の優先順位で推進する様々な手法を盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

三条市議会議員 下村喜作

〔提出先〕

内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 経済産業大臣
環境大臣